

「3つの“やまがた” いいもの市」出店者募集要項

1. イベント名

3つの“やまがた” いいもの市

2. 主催

岐阜県山形市まちづくり・企業支援課（以下、「山形市」）

3. 趣旨

「3つの“やまがた” いいもの市」は、岐阜県山形市、山形県山形市、長野県山形村の連携協定締結を記念して開催するイベントで、やまがたの名を冠する3自治体の特産品・飲食物の販売やワークショップ、観光・文化などを3自治体が連携して発信することにより、交流人口の拡大を図ることを目的としています。以上の趣旨を理解し、ご賛同いただける出店者を募集します。

4. イベント開催場所

Hisaya-odori Park（ヒサヤオドリパーク）内 テレビターヒロバ②
愛知県名古屋市中区久屋大通公園

5. イベント日時

2025年10月25日（土） 11：00～18：00

2025年10月26日（日） 10：00～18：00

※車両の搬入時間は8：00～10：00、車両の搬出時間は21：00～22：00に限られます。それ以外の時間帯は車両の搬入および搬出ができません。

6. 出店募集数

キッチンカー 6台

テント 18張

7. 出店場所の仕様

【テント出店】

A) テント規格：三面幕、重り付テント（間口約300cm×奥行約300cm）

B) 基本設備：テーブル（150cm×60cm）2台、パイプ椅子2脚

※電源はありません。電源が必要な場合は発電機等を持参してください。

【キッチンカー】

A) 歩道の指定場所に駐車。芝生には駐車できません。

※電源はありません。必要に応じて発電機等を持参してください。

8. 出店料
無料

9. 出店条件

- (ア) 「3つの“やまがた” いいもの市」の趣旨に賛同し、主催者の指示に従うこと。
- (イ) 「3つの“やまがた” いいもの市」の趣旨を理解し、各自治体の文化・伝統・特徴などの魅力を伝える展示や体験を行う事業者。
- (ウ) 食の観点から3自治体をPRするため、飲食営業については、岐阜県山県市・山形県山形市・長野県山形村のいずれかの自治体のふるさと納税返礼品の登録事業者であること、あるいは3自治体の観光協会か商工会・商工会議所に加盟していること。
- (エ) 以下の出店注意事項を遵守できること。
※露天商の出店は認められません。

10. 出店注意事項

- (ア) 出店申込数が募集数を上回る場合は、地域バランスと取扱商品等を総合的に判断し、主催者が出店者を決定します。出店場所の指定はできません。出店者の決定に至る判断についてはお答えできかねますのでご了承ください。
- (イ) 調理を伴う飲食販売を行う場合は、名古屋市または愛知県の保健所から必要な営業許可を取得すること。申請時点で未取得の場合はイベント開催1か月前までに営業許可を取得すること。
- (ウ) 調理を伴う飲食販売を行う場合は、検便検査を受け、その結果を提出すること。ただし、1年以内（令和6年10月以降）の検査結果がある場合は、その写しの提出をもって代えることができる。
- (エ) 食品の販売を行う場合には、食品表示法に定める表示をすること。
- (オ) 出店申込書に記載した内容と異なる商品、提供方法等を行わないこと。
- (カ) 酒類販売に関する許可は、出店者が自ら名古屋中税務署に許可申請をすること。その場で飲まない酒類（瓶や缶等）を販売する場合、申請又は届出の対象となります。
- (キ) 飲食物を扱う場合、ブルーシートを敷くなどして、地面を汚さない対策をすること。業者による清掃が必要となった場合、後日、実費を請求いたします。
- (ク) 他の出店者、主催者、公園管理者に対し迷惑行為を行わないこと。
- (ケ) 出店ブース内で大音量を発生する装置を使用しないこと。
- (コ) 駐車場は各出店者で用意すること。
- (サ) 出店者はテントまたはキッチンカー前にゴミ箱を設置し、購入者から発生したゴミ・残飯などは出店者が責任を持って回収すること。
- (シ) 火気・プロパンガス等の取扱いには十分注意して事故がないように気をつけること。夜間等はプロパンガスをビニールで覆い、テントの奥で保管すること。
- (ス) 火気を使用する場合は消火器を持参し、常備すること。
- (セ) 直火は使用しないこと。

- (ソ) 各ブースに並んだお客さんの整理及びブース周辺の清掃を行うこと。
- (タ) 悪天候や自然災害等により、主催者の判断で開催を中止にする場合があります。その場合、準備した商品等の費用補償は行いませんのでご了承ください。

11. 出店申込み

- (ア) 申込期限 令和7年8月8日(金) 必着
- (イ) 申込方法 出店申込用紙に必要事項を記入し、申込窓口に持参するか、郵送してください。メールやFAXでは受け付けていません。
- (ウ) 出店申込数が募集数を上回る場合は、地域バランスと取扱商品等を総合的に判断し、主催者が出店者を決定します。
- (エ) 出店場所のご希望はお受けできません。
- (オ) 出店者への決定通知は8月末頃を予定しています。
- (カ) 出店決定通知後に出店を辞退する場合、主催者に任意の書面により届け出てください。

12. その他

- (ア) 出店申込用紙の記載内容は、所管保健所や消防署、警察署、施設管理事務所などイベント開催にあたり届け出等の必要がある機関に提供します。
- (イ) イベント期間中に、主催者が各出店ブースを巡回のうえ内容のチェックを行い、出店申込の内容に合致しない販売内容の出店に対して、当該商品の出品停止の措置をとります。
- (ウ) イベント期間中に、主催者の指示に従わない場合及び保健所の衛生指導に従わない場合は、即時出店を中止していただきます。出店者はモラルとマナーを守って、責任ある商品の提供を行うよう努めてください。

【申込先・問合せ先】

岐阜県山県市まちづくり・企業支援課

担当：西田、篠田

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

電話：0581-22-6831

Eメール：machi@city.gifu-yamagata.lg.jp